

霧島市条例第6号
令和元年6月19日

霧島市温泉使用条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市温泉使用条例の一部を改正する条例

霧島市温泉使用条例（平成17年霧島市条例第259号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「	26,730円	「	27,230円
	40,090円		40,840円
	53,460円		54,450円
	80,190円		81,680円
	106,920円		108,900円
	133,650円		136,130円
	213,840円		217,800円
	267,300円		272,250円
	400,950円		408,380円
	534,600円		544,500円
	668,250円		680,630円
	801,900円		816,750円
	8,640円		8,800円
	12,960円		13,200円
	17,280円		17,600円
	25,920円		26,400円
	34,560円		35,200円
	43,200円		44,000円

」を

」に改める。

別表第3中「118円」を「121円」に、

6,480 円	6,600 円
8,640 円	8,800 円
12,960 円	13,200 円
17,280 円	17,600 円
6,480 円	6,600 円
8,640 円	8,800 円
12,960 円	13,200 円
17,280 円	17,600 円
25,920 円	26,400 円
34,560 円	35,200 円
43,200 円	44,000 円

」を 」に、

「7,910 円」を「8,060 円」に、「4,830 円」を「4,920 円」に、「420 円」を「430 円」に改める。

別表第4中「380 円」を「390 円」に、「490 円」を「500 円」に、「600 円」を「610 円」に、「1,840 円」を「1,870 円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。